

## 八頭町議会議員政治倫理条例（素案）に対する ご意見（パブリックコメント）を募集します

平成28年1月には、議会の役割を明らかにし、議員の資質の向上に努めることを定めた八頭町議会基本条例を制定いたしました。

八頭町議会では、議員が町民の信頼に応えるとともに、倫理の向上に努め自己又は、特定の者の利益を図ることのないように、公正で民主的な町政の発展に寄与することを目的とした、「八頭町議会議員政治倫理条例」の制定に向けた取り組みを行っています。

このたび、検討を重ねて「八頭町議会議員政治倫理条例」（素案）を取りまとめましたので、町民の皆様にご内容をお知らせし、ご意見をいただくものです。

**【募集期間】** 平成29年2月10日（金）～平成29年3月13日（月）

**【募集対象者】** 町内在住者か町内事業所に勤務されている方

**【提出方法】** 住所、氏名または名称、連絡先、提出者の属性（町内勤務等）を明記のうえ、八頭町議会事務局へ直接提出されるか、次のいずれかの方法で送付してください。

(1) FAXの場合……………0858-72-2641

(2) 郵送の場合……………〒680-0495

八頭町船岡539番地 八頭町議会事務局 宛

(3) 電子メールの場合…gikai@town.yazu.tottori.jp

**【問い合わせ】** 八頭町議会事務局 電話：0858-72-3975

# 八頭町議会議員政治倫理条例（素案）

## （目的）

第1条 この条例は、町政が町民の厳粛な信託であることを認識し、その担い手である町議会議員（以下「議員」という。）が、町民全体の奉仕者として人格と倫理の向上に努め、いやしくもその権限又は地位による影響を不正に行使して、自己又は特定の者の利益を図ることのないよう必要な措置を定めることにより、町政に対する町民の信頼に応えるとともに、町民が町政に対する正しい認識と自覚をもち、公正で開かれた民主的な町政の発展に寄与することを目的とする。

### 【解説】

この条例の目的は、議員がその権限と地位を不正に行使しないこととしています。

## （議員の責務）

第2条 議員は、町民の代表者として、自己の職務を自覚し、常に町民全体及び公共の利益の追求を指針として行動するとともに、自ら研鑽を積み、その職務にふさわしい人格と倫理の向上及び地方自治の本旨に基づき、その使命の達成に努めなければならない。

2 議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑をもたれたときは、高潔性をもって疑惑の解明にあたりるとともに、その責任を明らかにしなければならない。

### 【解説】

議員には、職務を自覚し、使命の達成に努め、政治倫理に反する疑惑をもたれたときは、それを解明する責任があることを定めています。

## （町民の責務）

第3条 町民は、主権者として自らも町政を担い、公共の利益を実現する自覚をもち、議員に対し、町職員（臨時職員及び嘱託職員を含む。以下「職員」という。）の採用等の推薦、金品の贈与、供応、不当な圧力をかける等、その地位による影響力を不正に行使させるような働き掛けを行ってはならない。

### 【解説】

町民には、議員に対し、その地位による影響力を不正に行使させる働き掛けを行ってはならないことを定めています。

## （政治倫理基準）

第4条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

(1) 町民全体の代表者として、品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑をもたれるおそれのある行為をしないこと。

(2) 町民全体の奉仕者として、常に人格と倫理の向上に努め、その地位を利用していかなる金品も授受しないこと。

- (3) 町（町が設立した公社並びに町が資本金、その他これに準ずるものを出資し、又は拠出している公益法人、株式会社及び有限会社を含む。第5条第1項において同じ。）が行う請負契約、業務委託契約及び一般物品購入契約に関して、特定の業者を推薦、紹介する等有利な取り計らい及び公的に明らかな予算執行計画以外の資料を担当課等に求めないこと。
- (4) 職員の公正な職務執行を妨げ、又はその権限若しくは地位による影響力を不正に行使するように働きかけないこと。
- (5) 職員の採用、昇格、昇任又は異動等に関して推薦又は紹介をしないこと。

**【解説】**

議員の政治倫理の基準として、5項目を定めています。

（町の工事等に関する遵守事項）

第5条 議員の配偶者、二親等以内又は同居の親族、議員が役職をしている企業並びに議員が実質的に経営に携わる企業は、地方自治法第92条の2の規定の趣旨を尊重し、町が行う許認可、又は工事等の請負契約、下請工事、業務委託契約及び一般物品納入契約について、町民に疑惑の念を生じないように努めなくてはならない。

2 前項に規定する「実質的に経営に携わる企業」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 議員が資本金その他これに準ずるものの3分の1以上を出資している企業
- (2) 議員が年額300万円以上の報酬（顧問料等その名目を問わない）を受領している企業
- (3) 議員がその経営方針又は主要な取引に関与している企業及び実質的に経営に携わっているとみなされる企業

3 議員は、自らが経営し、又は実質的に経営に携わっている企業等（前項の規定による）がある場合は、毎年7月1日において関係私企業等の名称等を記載した関係私企業等届出書を同月末日までに議長に提出しなければならない。

**【解説】**

議員には、町が行う工事等に関して、疑惑の生じないように努めることを定めています。

（調査の請求）

第6条 町民又は議員は第4条に規定する政治倫理基準に反する疑いがあると認められる場合には、これを証する資料を添えて、議長に調査を請求することができる。

**【解説】**

町民又議員には、議員が政治倫理条例に反する疑いのある場合には、調査請求ができることを定めています。

（政治倫理審査会の設置）

第7条 議長は、前条の規定により調査請求がされたときは、速やかに八頭町議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置し、議員に係る調査請求書（添付資料を含む）を審査会に提出し、審査を求めなければならない。

- 2 審査会の委員は6人とし、議員から2人、地方自治法（昭和22年法律第67号）第18条に定める選挙権を有する町民から4人を議長が公正を期して委嘱する。ただし、審査請求を行った議員及び審査の対象となった議員は、委員となることはできない。
- 3 審査会の決定は、委員定数の3分の2以上の同意を必要とする。
- 4 審査会の会議は公開するものとする。ただし、やむを得ず非公開とするときは、委員定数の3分の2以上の同意を必要とする。
- 5 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 6 審査会の委員の任期は、前条の審査の請求にかかる意見書を議長に提出したときまでとする。

**【解説】**

調査請求により議長が審査会を設置することとし、審査会の構成、規定等について定めています。

（審査会の職務）

第8条 審査会は次に掲げる職務を行う。

- (1) 審査会は、第6条の規定により調査を求められたときは、請求を受けた日から60日以内に、議長に意見書を提出しなければならない。
  - (2) 審査会は、前項の職務を行うため、関係人から事情を聴取し、資料の提供を求める等必要な調査を行うことができる。
  - (3) 審査会は、当該議員に出席を求め、弁明の機会を与えなければならない。
- 2 議長は、第8条第1項第1号の規定による意見書が提出されたときは、速やかにその写しを請求者に送付しなければならない。又、意見書は町民の閲覧に供するものとする。

**【解説】**

審査会の職務は、必要な調査を行い、意見書を議長に提出することとし、町民が意見書を閲覧できることを定めています。

（職務関連犯罪容疑による逮捕後の説明会）

第9条 議員が、刑法（明治40年法律第45号）第197条から同条の4まで及び第198条に定める罪その他職務に関連する犯罪（以下「職務関連犯罪」という。）の容疑による逮捕後、引き続きその職にとどまろうとするときは、町民に対する説明会の開催を議長に求めることができる。この場合、当該議員は説明会に出席し、釈明しなければならない。

**【解説】**

当該議員には、町民に対して、逮捕後の説明会の開催を議長に求め、釈明しなければならないことを定めています。

（職務関連犯罪容疑による起訴後の説明会）

第10条 議員が職務関連犯罪による起訴後、引き続きその職にとどまろうとするときは、町民に対する説明会の開催を議長に求めなければならない。この場合、当該議員は、説明会に出席し釈明しなければならない。

- 2 町民（第7条第2項に同じ。）は、前条又は前項の規定による説明会が開催されないときは、50人以上の連署をもって、説明会の開催を議長に請求することができる。
- 3 前項の開催請求は、逮捕後の説明会にあっては起訴又は不起訴の処分がなされるまでの間に、起訴後の説明会にあっては起訴された日から50日以内に、議長を通じて行うものとする。
- 4 町民は、説明会において議長を通じて当該議員に質問することができる。

**【解説】**

当該議員には、町民に対して、起訴後の説明会の開催を議長に求め、釈明しなければならないこと。又町民には、説明会の開催を議長に請求できることを定めています。

（職務関連犯罪による第一審有罪判決後の説明会）

第11条 前条の規定は、議員が前条の罪による第一審有罪判決の宣告を受け、なお引き続きその職にとどまろうとする場合に準用する。ただし、開催請求の期間は、判決の日から30日を経過した日以後20日以内とする。

**【解説】**

当該議員が、第一審有罪判決後に行う説明会について定めています。

（職務関連犯罪による有罪確定後の措置）

第12条 議員が前条の有罪判決の宣告を受け、その刑が確定したときは、地方自治法第127条第1項の規定により失職する場合を除き、議員は、町民全体の代表者としての品位と名誉を守り、町政に対する町民の信頼を回復するため、辞職手続きをとるものとする。

**【解説】**

当該議員が、有罪確定後に失職する場合を除き、辞職手続きをとることを定めています。

（委任）

第13条 この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定める。

**【解説】**

条例の施行に関して、必要な事項を定めています。